購入商品安心保険（動産総合保険）
ショッピングの安心をサポート

▶購入商品安心保険（動産総合保険）の概要◀

カードで買った商品が万一壊れたり、盗まれたりしても大丈夫。
購入90日以内なら年間最高50万円まで補償いたします。

保険の概要	ポケットカードでの購入品をご購入日から90日以内の偶然な事故の際に補償します。
保険の対象	会員がポケットカードを利用してご購入された商品
補償の対象となる場合	さまざまな事故（注1）によって保険の対象に生じた損害がお支払いの対象になります。 （注1）別途定める免責事由に該当する事故を除きます。（「補償の対象とならない主な場合」をご参照ください） たとえば、次のような損害が対象となります。 ①火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害　②台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風および雹（ひょう）によって生じた損害　③盗難による損害　④航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害　⑤破損によって生じた損害　⑥いたずらによって生じた損害　⑦衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害　⑧水ぬれによって生じた損害　⑨上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故（破損、汚損等）
年間支払限度額	1年間（注2）の支払限度額50万円（1事故につき免責金額3,000円となります。） （注2）引受保険会社所定の計算期間によります。
補償の対象とならない主な場合	①補償対象商品の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害　②補償対象商品の所有者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害　③戦争、その他の変乱、または、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害　④差押え、徴発、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害　⑤原子力または放射能汚染によって生じた損害　⑥補償対象商品のかび、自然の摩滅・消耗・劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性質による発火・爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質・変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食いによって生じた損害　⑦置き忘れまたは紛失によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害　⑧外来の事故に直接起因しない補償対象商品の電気的・機械的事故によって生じた損害　⑨補償対象商品に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害　⑩台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れなどの水災によって生じた損害　⑪補償対象商品に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害　⑫管球類に単独で生じた損害、補償対象商品の機能に直接関係のない外形上の損害　⑬補償対象商品である楽器の弦の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害　⑭異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害　⑮すり傷、しみ、よごれ等の単なる外形上の損害　⑯温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害　⑰補償対象商品について、使用方法を誤ったことにより生じた損害　⑱カード会員規約に違反した場合の損害
補償の対象とならない主な商品	①船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含む。）、航空機、自動車、原動機付自転車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品　②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類するものおよびこれらの付属品　③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器　④義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの　⑤動物および植物等の生物　⑥現金、手形・小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券、宿泊券・観光券および旅行券をいう。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット　⑦貴利品　⑧稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの　⑨不動産および不動産に準ずるもの　⑩会員が従事する職業上の商品となるもの　⑪書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの　⑫テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものなど

※上記の内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険金請求に必要な書類一覧

保険金のご請求には下記の書類が必要となります。
下記で必要な書類をご確認の上、ご提出ください。

	火災事故	盗難事故	破損汚損事故	その他事故
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
クレジットカードコピー	◎	◎	◎	◎
罹災および盗難届出証明書	◎	◎		
修理費請求書または見積書	◎		◎	○
クレジット売上票（お客様控）	◎	◎	◎	◎
写真	○	○	◎	◎
その他の関係書類	○	○	○	○

（1）◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類
（2）全損の場合は、修理不能証明書および現物をご提出ください。
（3）上記書類はコピーしたものでは、認められません。
（4）免責金額3,000円
【補足説明】
■全損とは、損害品が修理不能または修理金額が損害品の購入額を上回る場合のことです。（支払保険金は50万円または購入価格のいずれか低い額が上限となります）
■クレジット売上票で損害品の確定ができない場合（まとめ買等）は、購入時において損害品が確認できる資料（レシート等）をご提出ください。
■本契約は購入商品付帯動産総合保険特約書を締結した動産総合保険です。

ポケットカードといっしょなら、海外旅行も安心です

海外旅行中にケガをした

傷害死亡・後遺障害保険金
（保険金額　2,000万円）

傷害治療費用保険金
（保険金額　200万円）

旅行中のケガで医師の治療を受けた時、偶然の事故による死亡や後遺障害が発生した時。

ショッピング中に、あやまって商品をこわした

個人賠償責任危険保険金
（保険金額　2,000万円）

旅行中に発生した偶然の事故で他人にケガをさせたり、商品を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った時。

身のまわり品が盗難にあった

携行品損害保険金
（保険金額　20万円）
［免責金額1事故3,000円］

旅行中に身のまわり品が盗まれたり、事故によって壊れたりした時。

現地で病気になった

疾病治療費用保険金
（保険金額　200万円）

旅行中、病気にかかり、医師の治療を受けた時

事故で遭難した

救援者費用等保険金
（保険金額等　200万円）

旅行中に不慮の事故で遭難したり、ケガで入院した場合、日本からご家族などが救援に向かわれる時。

カードで買った商品がこわれた

購入商品安心保険（動産総合保険）
（支払限度額　50万円）
［免責金額3,000円］

ポケットカードで購入した商品が、90日以内に破損・盗難にあった時

ポケットカード株式会社　東京都港区芝公園1-1-1　住友不動産御成門タワー

ナビダイヤル **0570-064-373**［携帯電話から ※PHS除く］　●携帯電話以外からおかけになる場合は **0120-12-9255**
（受付時間 9:00～17:30）※年始休業

取扱代理店　ポケットカード株式会社
引受保険会社　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

事故に関するお問合わせ　**ポケットカード事故受付デスク**
0120-024-839

このパンフレットは動産総合保険、海外・国内旅行保険の概要を説明したものです。詳しくは普通保険約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

カード会員の皆様へ

保険ガイド

ポケットカードには「旅の安心」もセットされています

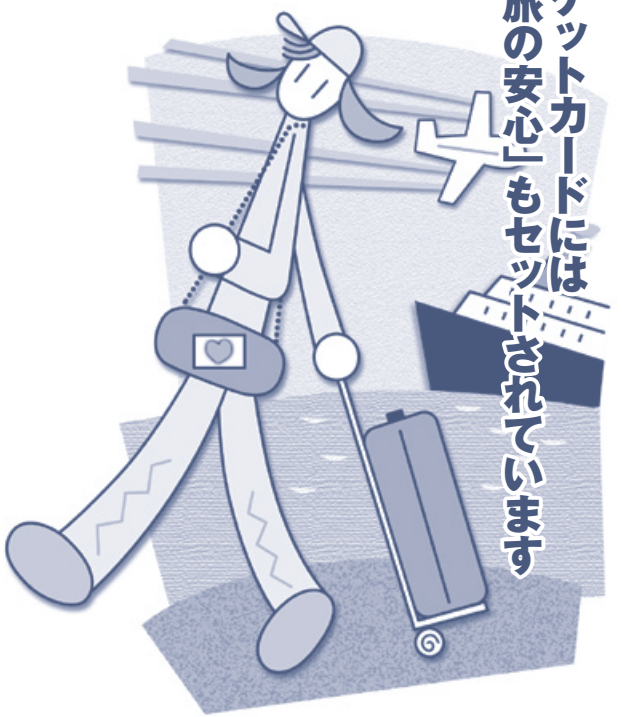

海外旅行傷害保険　**国内旅行傷害保険**　**購入商品安心保険**

保険対象カード▶ ポケットカードシルバー、弊社発行の指定カードを示します

海外・国内旅行傷害保険　海外で、国内で、旅のアクシデントをワイドに補償

▶海外旅行傷害保険の概要◀

●カードご加入日（カード発行日）の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

項目＼補償	傷害 死亡・後遺障害	傷害 治療費用	疾病 治療費用	個人賠償責任	携行品損害	救援者費用等
保険金額	2,000万円（注1）	200万円	200万円	2,000万円	20万円	200万円
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（「ケガ」といいます）を負い、そのケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または約款所定の後遺障害が発生した場合	被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被ったケガのため医師の治療を要した場合	①被保険者が旅行行程（注2）中に病気にかかり、旅行行程中または旅行行程終了後48時間以内に発病し、旅行行程終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②被保険者が旅行行程中に感染した特定の感染症（注3）を直接の原因として旅行行程終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合	被保険者が旅行行程（注2）中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害、または他人の財物（レンタル業者から賃借した旅行用品を含みます。）の損壊・紛失について、法律上の損害賠償責任を負った場合	被保険者が旅行行程（注2）中に発生した偶然な事故により携行する被保険者所有の身の回り品（注5）に、盗難、破損などによって損害が発生した場合 ※現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、山岳登はん等危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具などは含みません。	①救援対象者が旅行行程（注2）中の事故による遭難や生死の確認ができない場合（行方不明を含みます。） ②傷害または病気を被った結果死亡（傷害180日、疾病30日以内）もしくは7日以上継続入院した場合 など
お支払いする保険金	①死亡の場合：保険金額の全額 ②後遺障害の場合：後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% ☆死亡保険金、後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ☆死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（＊1）の合計額が、最高支払限額（＊2）を超えるときは、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（＊1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額（＊1）を限度にお支払いします。 （＊1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。 （＊2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した次の費用を1事故につき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①診察入院関係費用 ②治療のため必要となった通訳雇入費用、交通費 ③義手義足の修理費 ④入院により必要となった次の費用（ただし1回の事故について20万円を限度とします。） イ.通信費 ロ.身の回り品購入費（5万円限度） ⑤治療のために入院し、旅行行程を離脱したことにより負担増となった帰国費用、行程復帰費用　など	治療を開始した日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した費用を1回の病気につき疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（支払対象は左記傷害治療費用保険金と同じ。ただし③は除きます。また④は1疾病について20万円を限度とします。）	1事故につき個人賠償責任危険保険金額を限度として、法律上の損害賠償金などをお支払いします。 ※1 法律上の損害賠償金の額とは別に、損害の発生・拡大の防止費用、示談交渉費用および争訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合は、示談交渉費用および争訟費用は個人賠償責任危険保険金額の損害賠償金の額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。 ※2 賠償金額の決定には、事前に引受保険会社の承認を必要とします。	携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車船券については5万円）を限度として時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって1旅行期間中の支払いの限度とします。（パスポートについては5万円を損害額の限度として再取得費用（現地にて負担した場合に限ります。宿泊費・交通費を含みます。）をお支払いします。） ※1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は被保険者負担となります。	保険契約者、救援対象者およびその親族の方が支出された次の費用を保険期間を通じ、救援者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地への航空運賃など交通費（3名分限度） ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料（3名分限度）（ただし、1名につき14日分まで） ④現地から移送費用 ⑤遺体処理費用（ただし、100万円限度） ⑥渡航手続費および現地での諸雑費（20万円限度） ※傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金が支払われるべき費用についてはお支払いの対象となりません。
保険金をお支払いできない主な場合	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によるケガ ③むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注6） ④戦争、革命その他これらに類似の事変または暴動（注4）によるケガ ⑤放射能汚染または放射線照射によるケガ ⑥ハンググライダー搭乗、山岳登はん（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます）などの危険な運動等を行っている間の事故　など	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、闘争行為、犯罪行為 ③刑の執行 ④戦争、革命、その他これらに類似の事変または暴動（注4） ⑤歯科疾病 ⑥放射能汚染または放射線照射 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注6）　など	①保険契約者、被保険者の故意 ②職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ③航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ④被保険者と同居する親族および旅行行程をおなじくする親族に対する損害賠償責任 ⑤受託物※に関する損害賠償責任　など ※ホテルの客室および客室内などに客室内の施設（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）および顧客様から被保険者が管理保管のために預け預託された金品の損賠償は原則的に適応されます。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②保険の対象の欠陥、自然の消耗、かき傷または塗料のはがれ落ちる等 ③差押え、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使（ただし、火災消防・避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。）　など	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、革命その他これらに類似の事変または暴動（注4） ③自殺行為、出産、早産、流産等（ただし、死亡した場合を除きます。） ④危険な運動等を行っている間の事故（山岳登はん、ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの及びハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動（ただし、死亡した場合を除きます。）　など

※上記治療用保険金については、社会保険等公的制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分（いわゆる現物給付される部分）はお支払い対象となりません。

（注1）被保険者が他の特定クレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）および法人カード以外の特定クレジットカードにおける支払上限額（＊）の合計額を限度として保険金をお支払いします。（＊）それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。なお、上記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。

（注2）旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時（24時）までの間）中とします。ただし、1回の旅行につき1ヶ月を限度とします。

（注3）コレラ、ペスト、天然痘、発疹（しん）チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

（注4）テロ行為によって発生した身体障害または損害に関しては、自動セットの特約により保険金のお支払い対象となります。

（注5）旅行前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りたものを含みます。

（注6）被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等により、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

▶国内旅行傷害保険の概要◀ 但し、カードのご利用が条件となります。……死亡・後遺障害　保険金額2,000万円

（死亡保険金・後遺障害保険金は合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）

●保険金をお支払いする場合

①シルバーカードにより国内航空機、船舶等の公共交通乗用具の搭乗券を購入し、その公共交通乗用具に乗客として搭乗中に起きた急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合
②ポケットカード株式会社、カード加盟店で宿泊施設の予約を行い、その料金をシルバーカードで支払い、その宿泊施設に宿泊中の火災、破裂・爆発によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合
③シルバーカードにより宿泊を伴う募集型企画旅行の料金を払い、その募集型企画旅行参加中での急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日も含めて180日以内に死亡または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合　など

●保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被ったケガ②酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ③脳疾患、病気または心神喪失によって被ったケガ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ⑤戦争、暴動などによって被ったケガ（注1）⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など、特に危険度の高いスポーツをしている間の事故により被ったケガ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）など

死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（＊1）の合計額が、最高支払上限額（＊2）を超えるときは、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（＊1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額（＊1）を限度にお支払いします。

（＊1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。　（＊2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。　※ご出発前にこの保険に関する手続きは一切必要ありません。　※上記内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注1）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットの特約により保険金のお支払いの対象となります。

（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等により、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

■保険金請求に必要な書類一覧

必要書類には現地でしか手配できないものもございます。
必ずこの表をチェックしてご確認ください。

保険金請求書類＼保険金種類		海外旅行傷害保険 治療費用保険金（傷害・疾病）	携行品損害保険金	死亡保険金（傷害）	後遺障害保険金	救援者費用等保険金	個人賠償責任危険保険金 対人	個人賠償責任危険保険金 対物	国内旅行傷害保険 死亡保険金	国内旅行傷害保険 後遺障害保険金
	パスポート（コピー）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	※保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現地でしか手配できない書類	医師の診断書	◎			◎	○	◎			◎
	治療費の明細および領収書	◎					◎			
	死亡診断書または死体検案書（死亡地のもの）			◎		○	○		◎	
	事故証明書	○	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎
	支出を証明する書類	○				◎				
	示談書示談金領収書						◎	◎		
	損害額（修理等）を証明する書類							◎		
	損害品明細書		◎						◎	◎
	損害額を証明する書類		◎						◎	◎
	被保険者の戸籍謄本			◎					◎	
	法定相続人の戸籍謄本			◎					◎	
	※委任状および委任を受けた者の印鑑証明	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	被保険者の印鑑証明	○			○	○				○
	死亡保険金受取人または法定相続人の印鑑証明			◎	○				◎	○
	※同意書	◎		◎	◎	◎			◎	◎
	※後遺障害診断書				◎					◎
	会員証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	会員が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をポケットカードにより支払ったことを証明する書類								◎	◎
	会員が利用する宿泊施設の費用をポケットカードにより支払うまたは支払ったことを証明する書類（お支払証明等）								◎	◎
	会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類および、その料金をポケットカードにより支払ったことを証明する書類								◎	◎
	その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）1．◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類
2．※印は引受保険会社所定用紙があるものです。
3．上記各書類はコピーしたものでは認められません。（パスポートを除く）
なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

海外で緊急事態が発生した時は、
下記「エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。

世界中どこからでも日本語で承ります。
ポケットカード全世界共通エマージェンシーライン
81-6-7635-2638
（24時間年中無休・通話料：有料）

（「海外・国内旅行傷害保険」保険金ご請求の手続き）

① 事故後、遅滞なくご連絡ください。
国内で事故が発生したら、裏面の「ポケットカード事故受付デスク」、海外の場合は「ポケットカード全世界共通エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。ご帰国後保険金請求される場合「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡ください。事故発生後、遅滞なく「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡いただけない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 必要書類をお取り寄せください。
保険金のご請求には、旅行先現地で取得するべき書類をはじめ、さまざまな書類が必要な場合がございますので、上の表でご確認ください。

③ 手続き終了後、保険金をお支払いいたします。
必要書類がそろい、手続き、審査が終了次第、保険金をお支払いいたします。